

3・茨城県における文化財レスキュー事業活動報告

吹野 富美夫 茨城県教育庁 文化課 文化財保護主事

0. はじめに

茨城県の文化財は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による地震及び津波によって甚大な被害を受け、国及び県等の指定文化財をはじめ、博物館等の収蔵文化財、さらには個人所有の未指定文化財など多岐に及び、被害状況の把握、応急措置、復旧及び安定収蔵が喫緊の課題になっているところである。

国及び県等の指定文化財の被害状況に係る確認調査については、茨城県教育委員会（以下「県教委」という。）及び市町村教育委員会によって 4 月になってから本格的に開始した。震災直後に確認調査がほとんど実施できなかったことについては、市町村教育委員会職員が被災住民の支援活動に従事しなければならない緊急事態の状況であったため、ガソリン不足も要因となり、追い打ちをかけることになった。平成 24 年 1 月 1 日までに確認された本県の指定文化財の被害状況は表 1 のとおりである。

表 1 茨城県の指定文化財の被害状況

種 類	全指定件数	被害件数	被害割合
国指定文化財	116	31	26.7%
国登録文化財	246	151	61.4%
県指定文化財	683	81	11.9%
市町村指定文化財	2331	202	8.7%
合 計	3376	465	13.8%

国及び県等の指定文化財については、茨城県文化財保護審議会委員等の有識者により応急処置や修復方法等についての助言等を行うことで、その多くは修復に向けた手続が開始された。博物館等の収蔵文化財については、各関係機関による多大なる御尽力により、大部分は応急措置が実施され、現在までにその多くは修復まで完了するに至っている。

しかしながら、個人所有の未指定文化財については、被害状況の把握が困難であり、損壊建物の撤去等に伴う、文化財等の廃棄及び散逸が生じる恐れがあることから、それを防止することが本県の大きな課題であった。

本県において、この課題に最初に気づき、文化財等の廃棄

及び散逸に対して注意を喚起したのは、茨城県歴史の道調査委員会の専門委員である高橋修茨城大学人文学部教授であった。4 月 5 日に、県教委は、高橋修教授及び白井哲也筑波大学大学院准教授の協力依頼を受け、協力関係を確立した。7 月 2 日には、県教委の後援のもと、高橋修教授が主催した「東日本大震災、茨城の文化財・歴史資料の救済・保全のための緊急集会「文化財・歴史資料の救済のために、今、何ができるか」と題する緊急シンポジウムが開催され、この時、茨城文化財・歴史資料救済・保全ネットワーク事務局（以下「茨城史料ネット」という。）が設立された。

本県における文化財レスキュー事業については、茨城史料ネットの設立が契機となり、筑西市教育委員会から県教委へ個人所有の資料館である新治汲古館の資料を救済する要請があったことから、7 月 11 日に文化庁へ正式に救済の要請を依頼したものである。

本県では、筑西市教育委員会から依頼のあった新治汲古館以外にも、大洗町教育委員会から大洗文化センター関連水損行政文書、鹿嶋市教育委員会から龍蔵院の水損絵画及び古文書、北茨城市教育委員会から平潟地区被災土蔵内の歴史資料等について文化財レスキュー事業の要請があり、これまで 4 件の事案について文化財レスキュー事業を実施しているところである。

本稿では、紙幅の都合から 4 件の事案の内、北茨城市平潟地区被災土蔵内資料及び新治汲古館資料の文化財レスキュー事業について報告するものである。

1. 北茨城市平潟地区被災土蔵内資料の文化財レスキュー事業

北茨城市平潟地区は茨城県の最北部に位置し、中でも平潟漁港は江戸時代に東廻り航路の主要港として栄えた海上交通の拠点であった。この平潟地区は、今回の大震災による地震、津波及び度重なる余震によって県内でも特に甚大な被害を受けた地区のひとつであり、地区内に点在する土蔵も大きな被害を受けたものである。

茨城史料ネットは、被害を受けた平潟地区の土蔵について巡回調査を悉皆的に実施して、地区内に存在する 15 棟の内、



北茨城市平潟地区被災土蔵内資料の救済活動



北茨城市平潟地区被災土蔵内から救済された古文書

津波による流出した1棟を含む12棟が解体されることを確認した。県教委及び茨城史料ネットは、8月4日に平潟地区の土蔵所有者等へ呼びかけを行い、所有者等から救援要請を受けるとともに、北茨城市教育委員会と文化財レスキュー事業の実施に係る事前打合せを行い、8月17日に実施の協議を行うことになる。8月17日の協議では、北茨城市教育委員会と文化財レスキュー事業の実施に係る協力関係を結び、北茨城市教育委員会から文化財レスキュー事業の現地活動施設として平潟公民館の使用とともに、一時保管施設として北茨城市華川町花園に所在する華川公民館水沼分室の使用について提供を受ける。

本格的な救済活動は、北茨城市市教育委員会及び茨城史料ネットが中心となり、被災文化財等救援委員会の協力を得て、救出が可能で、所有者から保管の要請があった5家7棟を対象に、9月1日、15日、16日及び17日の4日間で実施した。

9月1日は、平潟公民館に集合し、高橋修教授を中心に救出手順に係る打合せが行われ、土蔵の記録、現況確認及び資料の取出しについての説明があった。土蔵の記録については、土蔵

の平面図を作成するとともに、所有者から当家の来歴等について聞き取り調査を実施するものである。現況確認については、収蔵物の状況を記録することを目的とし、各階あるいは部屋に配置されている棚や資料群に番号を付した上で、収蔵資料の概略図である「現状記録用紙」を作成して、写真撮影をするものである。資料の取出しについては、所有者の意向を確認した上で実施するもので、資料及び資料群ごとに枝番及び名称を付した台帳である「概要記録用紙」を作成しながら梱包するものである。

北茨城市平潟地区の5家7棟から救済された資料は、段ボール箱で約160箱に及び、4日間で華川公民館水沼分室へ搬送され、一時保管することになった。

現在、救出した資料は、茨城史料ネットが中心となり目録の作成等を行うための整理作業を実施している。実施場所については、一時保管場所であった華川公民館水沼分室で行っていたが、茨城史料ネット事務局のある茨城大学から100km以上の距離があり、整理作業空間の確保が困難なことから、茨城大学及び筑波大学へ資料を移動して行っている。所有者への返却については、平成25年度末を目指しているところである。

2. 新治汲古館資料の文化財レスキュー事業

新治汲古館は、昭和14年から18年にかけて実施された「新治廃寺」、「上野原瓦窯跡」及び「新治郡衙跡」の発掘調査で出土した資料を中心に収蔵及び展示をしている個人所有の資料館である。当館は、地震により屋根の一部が崩落し、所蔵資料も被害を受けたことから、所有者による復旧が困難になったため撤去することになり、撤去する前に所蔵資料を避難させることになったものである。

事業を実施する上で課題になったのが、所有者から提示された収蔵資料の保管先に関する条件で、地元の筑西市教育委員会ではなく、学芸員が常駐し一括保管が可能である桜川市教育委員会へ寄託したいとの要望があったことである。この課題については、県教委、筑西市教育委員会、及び桜川市教育委員会の三者協議によって、桜川市教育委員会が受け入れることで解決に至った。

新治汲古館の事前調査は、田中裕茨城大学人文学部准教授、茨城大学大学院生2名、ボランティア1名及び筆者の計5名により9月16日に実施した。事前調査の目的は、現状の展示状況及び収蔵状況を記録するとともに、収蔵資料の取出し及び梱包作業を円滑に進める下準備をすることである。作業としては、各展示室の平面図及び各展示棚の立面図を作成し、各棚に番号を付けた上で、展示棚ごとの概略図である「現状記録用紙」及び台帳である「概要記録用紙」を作成し、展示棚ごとに写真撮影をするものである。

本格的な救済活動は、筑西市教育委員会、桜川市教育委員会及び茨城史料ネットが中心となり、文化庁及び救援委員会の各構成団体等の協力を得て、10月10日及び11日の2日間で延べ80名によって行われた。資料の取出し及び梱包作業については、2名一組のペアに対して担当する棚が割り当てられ、その棚の現状を事前調査で記録した「現状記録用紙」等によって確認する作業から開始された。次に、資料を薄葉紙あるいはエアキャップで包み、テンパコ等に収納した。さらに、そのテンパコのラベル及び「概要記録用紙」には、棚番号とともに、収納した資料と「現記録用紙」に記した資料が一致するように番号を付して記録した。

新治汲古館の収蔵資料は、テンパコ約300箱及びダンボール箱約100箱に及ぶものであった。救済された資料は、2日間で真壁伝承館及び桜川市立岩瀬西中学校に搬送され、安定収蔵されることになった。



新治汲古館資料の救済活動打合せ（後方の建物が新治汲古館）



新治汲古館の救済活動

3. 今後の取り組み

本県における文化財レスキュー事業は、平成23年度は以上の2件を含めた4件であったが、県内における建物の解体は依然として続いており、茨城史料ネットの巡視活動等によって救済の必要な案件が確認されていることから、今後も救済活動を実施する予定にある。また、大洗町教育委員会からも、各遺物収蔵庫の確認を改めて実施したところ、予想以上に収蔵資料が被害を受けており、救済に係る相談を受けているところである。当県では、平成24年4月1日付けで一部改正された東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）実施要項に基づき、平成24年度も文化財レスキュー事業の継続を要請するものである。

また、本県における救済資料の多くは北茨城市平潟地区被災土蔵内資料のように個人所有の未指定文化財であり、今後は所有者への返還が課題になっている。所有者は、文化財を所蔵しているという意識が低く、不要なものとの認識を払拭できていないためである。今後は、市町村教育委員会及び茨城史料ネットと連携して文化財レスキュー事業の成果報告会等を実施することにより文化財の理解を深め、所有者への返還を推進していきたい。

4. おわりに

本県の文化財レスキュー事業については、茨城史料ネットの設立が契機となり、文化財等の廃棄及び散逸を防止するための官民連携による協力関係が確立できたことが大きな成果であった。今後は、この絆をより強固なものにしていくとともに、文化財の適切な保存を目的にした活動を実施していきたい。

最後に、文化庁並びに被災文化財救援委員会には様々な御支援及び御協力に深く感謝するとともに、今後も変わらぬ御支援及び御協力をお願いしたい。